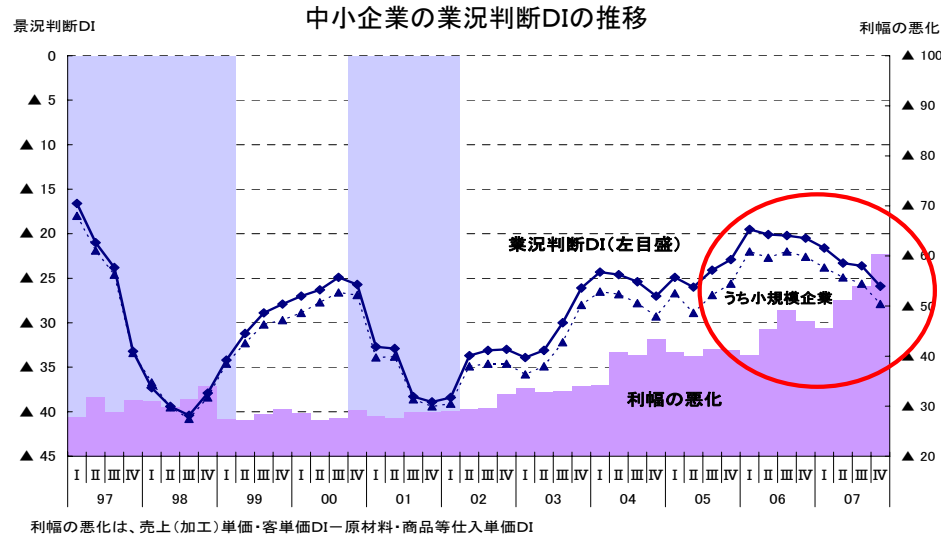


年度末に向けた中小企業対策について（概要）

平成20年2月20日

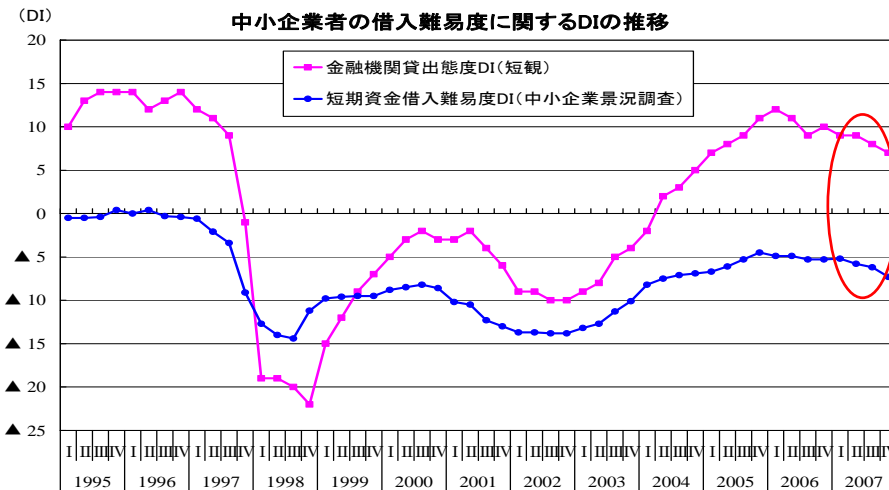
年度末に向けた中小企業対策に関する関係閣僚による会合申合せ

中小企業の景況感は悪化基調。原油価格等の上昇分を製品価格に転嫁できず、利幅の悪化が過去10年間で最大に。



資料：中小企業庁・中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

中小企業金融は弱含み。借入難易度指数は2001年～2004年に比べてなお高い水準にはあるものの、2007年の年央辺りから低下傾向。



※「短観」・・・日本銀行。調査対象は、総務省の「事業所・企業統計調査」をベースとした、全国の資本金2千万円以上の民間企業（金融機関を除く、約21万社）。
 ※「中小企業景況調査」・・・中小企業基盤整備機構。調査対象は、中小企業基本法に定義する、全国の中小企業（約19,000社）。

中小企業の経営環境は厳しく、年度末の資金繰りに向けて、対策に万全を期すことが必要： 3つの対策…金融、下請取引等、広報

1. 金融面での対策

①原油・建築関連セーフティネット保証の継続・強化

- ・現行対象業種(53業種)の指定期間を3月31日から6月30日まで延長(2月中)。
- ・業況の悪化が著しい業種について緊急調査、必要な業種を対象に追加指定(2月末)。

②小規模・零細事業者の年度末金融の円滑化の推進

- ・国民公庫の第三者保証人不要融資制度の融資限度額を2000万円から4800万円に引上げ(2月中)。

③年度末の金融繁忙期における中小企業の資金繰りへの配慮要請

- ・政府系金融機関等に対し、年度末の資金需要への配慮等を文書で要請(2月中)。
- ・金融担当大臣・関係閣僚で「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」を開催(2月21日予定)。
- ・各金融関係団体に対し、中小企業の実態に即した検査のための「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の趣旨を傘下の民間金融機関に周知徹底するよう要請(2月中)。
- ・相談窓口として「年度末金融円滑化ホットライン」を開設、寄せられた情報は速やかに金融機関にフィードバックするとともに、検査・監督に活用。

④地域の面的再生・活性化に向けた対策

- ・地域密着型金融の取組の中で、先進的・普及が望ましい事例集を作成し、周知・広報。
- ・中小公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」のような十分な資本金性が認められる借入金は、資本とみなして融資先企業の債務者区分を査定出来る旨、金融検査マニュアルを改訂。

2. 下請取引等対策

①下請代金法・独禁法の取締の強化

- ・事業者に対する書面調査件数の拡大、立入検査の積極的な実施など、下請代金法違反の取締強化。
- ・荷主による独禁法違反行為への監視強化のため、物流事業者約3万社を対象に特別の調査を実施。
- ・物流事業分野の不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を速やかに設置。

②下請適正取引の推進の徹底化

- ・「下請適正取引ガイドライン」の策定業種について、トラック運送業、建材・住宅設備産業を加え、10業種に拡大(3月末目途)。また、下請取引に係るベストプラクティス集を作成し、周知徹底。
- ・下請「駆け込み寺」窓口(下請適正取引推進センター(仮称))を47都道府県に早期開設。
- ・建設業法違反に関する通報窓口(駆け込みホットライン)等を周知。

③建築確認手続の円滑化、公共調達の適正化、荷主対策等

- ・大臣認定構造計算プログラムの第1号を認定(2月中)。各指定構造計算適合性判定機関等に対し、判定員の速やかな増員を要請。建築確認の審査機関等に最近の運用事例を踏まえた研修を実施。
- ・地方公共団体における特別簡易型総合評価方式の導入・拡大等を促進。
- ・燃料サーチャージ制の導入、社会保険未加入に対する処分強化等の具体的施策を検討の上、実施。

3. 広報対策

- ・上記の年度末に向けた中小企業対策について、パンフレットを30万部作成し、PRを実施。
- ・地方公共団体に本対策を周知し、中小企業向けPRへの協力、地域金融機関との連携等を要請。
- ・「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」について、借り手である中小企業への説明会を開催。
- ・建築関連中小企業向けの金融支援に関するパンフレットを30万部作成し、PRを実施。